

● 高等学校等奨学給付金とは？

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得世帯を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。

【就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金（県の奨学金）の違い】

- ・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
 - ・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者等が申請し、返済は不要です。
 - ・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。
- 奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができます。就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。
- ※愛知県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。奨学給付金を申請する前に必ず実施団体へご確認ください。

● 愛知県の給付金を受給することができる方

生徒・保護者等の全員が次の1・2の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

【保護者等】とは、7月1日時点の生徒の親権者などで、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金（以下、「就学支援金等」という。）を申請する際に所得確認の対象となる方のことをいいます。親権者が2名いる場合は、2名が保護者等となります。また、生徒の親権者がいない場合は、生計維持者が保護者等となります。

1 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。

- ① 平成26(2014)年度以降に高等学校等（愛知県外の学校を含む）の1年生（1年次）に入学した方
 - ② 7月1日時点で就学支援金等を受ける資格がある方
- ◇ 就学支援金等を受ける資格がない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。
 - ◇ 申請時点で休学中の方や、単位制の学校で学習中断中の方は、11月末までに復学し給付金を申請した場合は給付を受けられます。

2 保護者等の条件…①②全てに当てはまる必要があります

- ① 7月1日の時点で、次のいずれかに当てはまる方
 - ・生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助*」を受給している世帯
 - *生活保護受給中の方は、申請する前に社会福祉事務所へ「生業扶助」を受給しているかどうかを確認するとともに、給付金を申請することを相談してください
 - ・保護者等全員の令和7(2025)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯
 - ・【専攻科のみ】所得割額(*1)が10万5,500円未満の世帯
 - ・【専攻科のみ】所得割額(*1)が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上(*2)の世帯
 - *1 保護者等全員の令和7(2025)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下同じ）
 - *2 市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていること。なお7月1日より後に、子等の出生等により対象となった場合も支援対象となります（この場合、支給額は子等の出生等があった月の翌月以降の月数に応じて算定します）。
- ② 7月1日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*
 - *保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。
 - *愛知県外に住民票がある保護者がいる場合でも、生徒と同居する保護者の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請することができます。この場合、申請者となる者は愛知県内に住民票がある保護者である必要があります。

次に当てはまる場合は、給付金を受けることができません！

- ◇ 7月1日時点で就学支援金等を受ける権利がない場合
- ◇ 7月1日時点で生徒が次のいずれかに該当する場合
 - ・退学し、どこかの学校にも在学していない方
 - ・平成26年度以降に1年生として入学（転学・再入学を含む）していない方
 - ・特別支援学校の高部部に在学する方
- ◇ 7月1日より後に生じた理由で、保護者が非課税になった場合（死亡・離婚など）
- ◇ 他の都道府県の給付金を受給している場合
- ◇ 保護者等全員の所得証明書類を提出することができない場合（前年または当年に日本国外にお住まいの方は、所得証明書類が発行されない場合があります。お住まいの市町村役場の窓口で確認してください）
- ◇ 生徒が児童養護施設等に入所中であるか、里親の養育を受けており、生徒又は保護者等が児童福祉法の措置費のうち「見学旅行費」または「特別育成費」を支給されている場合（母子生活支援施設に入所中の方はこれらの措置費を支給されていても給付金を受けられます）

● 申請方法等

1 申請者

生徒の保護者等のうち1名（所得確認は保護者全員分行います）

◇離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、就学支援金等の保護者等変更手続きを行う必要がありますので、在学する学校へお問い合わせください。

2 提出先

就学支援金等の申請書類を提出した学校へ、申請書類等を提出してください。

◇兄弟姉妹で別々の学校に在学する場合は、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。

◇県外学校に通っており、学校がとりまとめを行わない場合は、愛知県私学振興室へ直接郵送してください。郵送事故が心配な場合は、書類の到着の確認がとれるよう、特定記録や簡易書留による郵便をご活用ください。なお、大量の申請書を取り扱っているため、電話による到達確認はお控えください。

3 申請期限

令和7年7月11日（金）から令和7年11月20日（木）まで

4 支給の方法

県から申請者名義の口座に支給します。支給は原則年1回、全額を支給します。（※支給時期を県にお問い合わせいただいてもお答えしかねます。決定しましたら通知を送付します。）

5 申請書類・年間支給額

- ◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。
◇給付額は、7月1日時点で生徒が在学する学校が基準となります。

(1) 基準額1を申請できる方…生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助」を受給している世帯

● 提出書類

- ①高等学校等奨学給付金支給申請書（様式1-1（その1））
- ②生活保護受給証明書*（原本、コピー不可）
令和7年7月1日以降に発行されたもので、7月1日時点で生活保護費のうち、「生業扶助」を受給していることが証明されているもの。
- ③口座振替申請書（様式1-2） 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

*「生業扶助」を受給していても、生活保護受給証明書に「生業扶助を受給していること」が書かれていない場合は、発行元で記載をしてもらうようにしてください。
*必ず生徒の氏名が記載された生活保護受給証明書を提出してください。
*課税証明書は提出しないでください。

- 生徒一人あたりの年間支給額 全日制・定時制・通信制課程 52,600円

(2) 基準額2を申請できる方…保護者等全員の令和7(2025)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯((1)に該当する世帯を除く)

● 提出書類

- ①高等学校等奨学給付金支給申請書（様式1-1（その1））
- ②保護者等全員の令和7(2025)年度の課税証明書等* 県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できるもの
例:住民税課税証明書の原本、住民税特別徴収税額決定通知書のコピー、住民税の納税通知書のコピー

*②について、マイナンバーを提出する場合は省略できます。

- ③口座振替申請書（様式1-2） 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

- 生徒一人あたりの年間支給額 全日制・定時制課程 152,000円
通信制課程・専攻科 52,100円

(3) 【専攻科のみ】基準額3を申請できる方…所得割額が10万5,500円未満の世帯((2)に該当する世帯を除く)

● 提出書類

- ①高等学校等奨学給付金支給申請書（様式1-1（その1））
- ②保護者等全員の令和7(2025)年度の課税証明書等* 県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できるもの
例:住民税課税証明書の原本、住民税特別徴収税額決定通知書のコピー、住民税の納税通知書のコピー

*②について、マイナンバーを提出する場合は省略できます。

- ③口座振替申請書（様式1-2） 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

- 生徒一人あたりの年間支給額 専攻科 10,420円

(4) 【専攻科のみ】基準額4を申請できる方…所得割額が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯((2)(3)に該当する世帯を除く)

● 提出書類

- ①高等学校等奨学給付金支給申請書（様式1-1（その1））
- ②保護者等全員の令和7(2025)年度の課税証明書等* 県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できるもの
例:住民税課税証明書の原本、住民税特別徴収税額決定通知書のコピー、住民税の納税通知書のコピー

*②について、マイナンバーを提出する場合は省略できます。

- ③扶養親族申告書（様式10）
- ④口座振替申請書（様式1-2） 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

- 生徒一人あたりの年間支給額 専攻科 10,420円

○対象生徒が着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は、加算支給（81,000円）の対象となる場合があります。

◇生活保護（生業扶助）世帯は対象外です。

◇上記(2)～(4)に定める書類に加えて、制服の再購入に係る誓約書・証明書（様式9）及び罹災証明書の提出が必要です。なお、(2)～(4)に定める書類を提出した後に災害等が発生し、加算支給を希望する場合は、その旨と連絡先電話番号を記載したメモを添付して提出してください。

6 注意事項等

◇「生業扶助」を受給する世帯が、申告せずに基準額2を受給した場合、返還いただきますのでご注意ください。

◇海外在住等により保護者等全員の課税証明書等が発行できない場合、給付金を受けることはできません。

◇支給された給付金は、生徒の教育費として計画的に活用してください（生業扶助を受給する方は、修学旅行積立金などの生業扶助で措置されない教育費として活用してください）。

■お問い合わせ:各学校または愛知県県民文化局私学振興室 奨学グループ（☎ 052-954-7477（ダイヤルイン））